

令和7年2月7日（金）午後2時

大阪広域水道企業団
経営管理部 総務課
電話 06-6944-6045（直通）
議会事務局
電話 06-6944-6045（直通）

令和7年第1回大阪広域水道企業団議会2月定例会
及び2月議員全員協議会の開催について

令和7年第1回大阪広域水道企業団議会2月定例会及び2月議員全員協議会を下記のとおり開催いたしますので、お知らせします。

記

1 日 時

令和7年2月14日（金）

- （1）2月議員全員協議会 午後0時30分から
- （2）2月定例会 午後1時から

2 会 場

シティプラザ大阪 2階 旬（北）（しゅん きた）
大阪市中央区本町橋2番31号

3 議 題

- （1）2月議員全員協議会

- 議事日程等

- （2）2月定例会

- 付議事件

- 企業長提出議案（議案9件《別紙「提出予定議案（概要）」参照》）

- 議員提出議案（議案1件《別紙「提出予定議案（概要）」参照》）

- 諸般の報告

- 監査委員報告等3件《別紙「提出予定議案（概要）」参照》

4 傍聴の取扱いについて

- 傍聴席は一般席と報道関係者席に分かれます。

- 会議当日、会場前で、午後0時から先着順で受付を行います。

5 取材に関する留意事項

- 取材を希望される方は、必ず受付を済ませてください。受付は、会場前で、午後0時から開始します。

- 記者及びカメラマンは、必ず自社腕章又は関西写真記者協会統一腕章を見えやすいところに着用してください。腕章の着用がない場合、取材いただけない場合がございますので、ご注意ください。
- 取材時は、企業団職員の指示、誘導に従ってください。

大阪広域水道企業団議会 2 月定例会 提出予定議案（概要）

○議案

番号	名 称	概 要
第 1 号 議案	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件	○刑法改正により、懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑に一本化される。これに合わせて地方自治法も改正され、地方公共団体が条例で罰則を設ける場合、拘禁刑を科すことになるため、所要の改正を行う。 （改正条例） ・大阪広域水道企業団情報公開・個人情報保護審議会条例 ・大阪広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例 ・大阪広域水道企業団行政不服審査法施行条例 ○施行期日 令和 7 年 6 月 1 日
第 2 号 議案	大阪広域水道企業団水道企業条例等一部改正の件	○岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市との水道事業の統合に伴い、企業団の組織の改編、職員定数の増、必要な経過措置を設けるなど、所要の改正を行う。 （改正条例） ・大阪広域水道企業団水道企業条例 ・大阪広域水道企業団情報公開条例 ・大阪広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例 ・大阪広域水道企業団職員定数条例 ・大阪広域水道企業団行政手続条例 ・大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例 ・大阪広域水道企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例 ・大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例 ・大阪広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例 ・大阪広域水道企業団長期継続契約に関する条例 ○施行期日 令和 7 年 4 月 1 日
第 3 号 議案	大阪広域水道企業団水道事業給水条例等一部改正の件	○岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市の区域において実施する水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めるほか、所要の改正を行う。 ○令和 7 年 10 月 1 日に改定する富田林水道事業の料金を定める。 ○給水装置工事に係る手数料の改正を、段階的に行う。 ○施行期日 令和 7 年 4 月 1 日、令和 7 年 10 月 1 日、令和 8 年 10 月 1 日、令和 9 年 10 月 1 日及び令和 10 年 10 月 1 日
第 4 号 議案	大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例等一部改正の件	○人事院勧告を踏まえ、扶養手当の支給対象の見直しなど、所要の改正を行う。 ○岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市との水道事業の統合に伴い、職員の給与に関する所要の改正を行う。 ○施行期日 令和 7 年 4 月 1 日
第 5 号 議案	富田林市に係る水道事業に関する事務の委託に関する協議の件	○地方自治法の規定に基づき、富田林市に係る水道事業に関する事務の一部を令和 7 年 4 月 1 日以降も引き続き河内長野市に委託するため、河内長野市との協議により規約を定めることについて、議決を求める。

番号	名 称	概 要
第 6 号 議案	令和 6 年度大阪広域水道企業団 水道事業会計補正予算の件	○令和 6 年度の水道事業会計予算について所要の補正を行う。 ・水道用水供給事業 補正予算額 35億52百万円 ・市町村域水道事業 補正予算額 60億52百万円
第 7 号 議案	令和 6 年度大阪広域水道企業団 工業用水道事業会計補正予算の 件	○令和 6 年度の工業用水道事業会計予算について所要の補正を行う。 ・補正予算額 △ 8 億24百万円
第 8 号 議案	令和 7 年度大阪広域水道企業団 水道事業会計予算の件	○令和 7 年度の水道事業会計予算を定める。 ・水道用水供給事業 予算額 754億49百万円 ・市町村域水道事業 予算額 395億32百万円
第 9 号 議案	令和 7 年度大阪広域水道企業団 工業用水道事業会計予算の件	○令和 7 年度の工業用水道事業会計予算を定める。 ・予算額 148億04百万円

○議員提出議案

番号	名 称	概 要
議員 提出 第 1 号 議案	大阪広域水道企業団議会の保有 する個人情報の保護に関する条 例一部改正の件	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法 律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。 ○刑法改正により、懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑に一本化される。これ に合わせて地方自治法も改正され、地方公共団体が条例で罰則を設ける 場合、拘禁刑を科すことになるため、所要の改正を行う。 ○その他規定の整備を行います。 ○施行期日 令和 7 年 4 月 1 日、令和 7 年 6 月 1 日

○監査委員報告

名 称	概 要
監査の結果に関する報告の提出	○地方自治法の規定に基づき、監査を執行した結果の報告を提出する。
工事監査の結果に関する報告の提出	○地方自治法の規定に基づき、監査を執行した結果の報告を提出する。
例月現金出納検査の結果に関する報告の 提出	○地方自治法の規定に基づき、例月現金出納検査を執行した結果の報告 を提出する。